



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

## 日韓密貿易の展開

著者	福岡 正章
雑誌名	同志社コリア研究叢書
巻	4
ページ	252-273
発行年	2021-03-19
権利	同志社コリア研究センター
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00027999">http://doi.org/10.14988/00027999</a>

## 6 日韓密貿易の展開

ふくおか まさあき  
福岡 正章

### はじめに

本稿の課題は、日本の敗戦直後から1950年代にかけての日韓の密貿易を検討し、その性格を明らかにすることである。密貿易とは、貨物の輸出入を規定する法律に違反した海外との取引を指すものである。そもそも日韓の貿易関係について説明すると、日本の貿易制度は、1945年から49年までのあいだ、国営管理貿易制度と特徴づけられていた。日本政府は、総司令部と交渉しつつ貿易計画を策定し、貿易取引を貿易庁の管理に委ねていた。1947年ごろから民間貿易への移行がはじまり、1950年に日本は民間貿易へ移行した。しかし、その後も輸出面では政府の承認が必要な品目が存在し、輸入面では外貨予算制が存在するなど、貿易に対して規制が設けられていた。

一方、韓国の貿易制度は、1947年から輸出入物資の許可制が開始され、49年9月から国際収支の均衡と産業保護を目的として輸入割当制が実施された。当初、輸入に必要とされる外貨は、輸出によって獲得されたものが割当てられていたが、1952年に国連軍貸与金の償還金を原資とした特別外貨貸付制が実施された。この特別外貨貸付制は、1955年のFOA（アメリカ対外活動本部）援助の実施に伴う援助物資の自由競売制の導入により廃止された。

こうした制度を背景にした日韓貿易は、1945年から60年までのあいだ、

不振を極めた。1949年と50年に第一次および第二次日韓通商協定が締結された。協定の内容は、日韓両政府が貿易計画の策定すること、日銀に清算勘定を開設することであった。しかし、1953年の「久保田発言」により第三次日韓会談が決裂すると、韓国政府は54年に特別外貨貸付制や FOA 援助による物資調達先から日本を除外する措置をとった<sup>1</sup>。さらに、1955年に日本が中華人民共和国と貿易協定を締結した報復として、韓国政府は対日通商関係の断絶を表明した。この措置は、1956年に解除されるものの、韓国政府は対日収支均衡の原則のもと、日本からの輸入に対する支払を日本向輸出によって獲得したドルによってのみ行った<sup>2</sup>。また、韓国政府は1959年に在日朝鮮人の北送問題で対日貿易の中断措置をとった。以上のように、1950年代における日韓の正常貿易は、政治的混乱により安定化しなかったといえる。日韓間で密貿易が行われた背景には、こうした正常貿易の不振があった。

密貿易に対する先行研究は、1950年代後半、とりわけ朝鮮戦争の復興期における日韓間の密貿易商品、担い手などが明らかにされている<sup>3</sup>。復興期に韓国の密貿易が増加した要因は、国内の消費者の消費欲求が高かったにもかかわらず、国内の生産が貧弱であったためであったと指摘されている。この指摘は、1950年代後半において妥当な指摘であるものの、密貿易の要因やその性格は段階的に変化している。そこで本稿では、1945年から朝鮮戦争勃発、朝鮮戦争期、朝鮮戦争停戦後からの復興期と、3つの段階に区分しながら密貿易のありかたを分析する。また、先行研究では、密貿易を国家の経済制度によって包摂することができず、国家の法や制度と摩

---

<sup>1</sup> 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年、188～189頁。

<sup>2</sup> 丁振聲「1950年代の韓日経済関係——韓日貿易を中心に——」日韓歴史共同研究委員会『第1期日韓歴史共同研究報告書 第3分科』2005年、101～128頁。

<sup>3</sup> 차철욱「1950년대 한국-일본의 밀무역구조와 상품」『역사와 경계』74輯、2010年3月、221～250頁。

擦を引き起こしたとしたうえで、当時の経済的な現実が生み出した物資交流の1つの形態として理解してきた<sup>4</sup>。本稿でもこの視点を引き継ぎ、密貿易を倫理的に評価するのではなく、1945年から50年代にかけての日韓密貿易の段階的变化や特徴を明らかにすることが重要であると考え。分析する資料は、昭和財政史資料の『植松文書』を利用する。この文書は、主に税関関係の資料で構成されている。

## 1. 日韓における取締制度の展開

### (1) 日本における貿易関連法制の展開と密貿易取締

日本の敗戦直後は、物資の移動より通貨の移動に関して規制が設けられた。1945年9月22日に Supreme Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government, SCAPIN's 44. (連合国最高司令部指令、以下 SCAPIN と略)「金、銀、有価証券及び金融証書等の輸出入統制」、SCAPIN 第45号「金融取引の統制」が発表され、総司令部の承認がない限り、金、銀、その他支払手段の輸出入、外国為替取引も原則として禁止された<sup>5</sup>。日本政府は、これらの指令に基づき、法制度を整備した。海外からの日本人引揚者が持帰る通貨・証書類が制限され、在日朝鮮人の帰還の際も日銀券の持帰り輸出が1,000円までに制限された<sup>6</sup>。以上から、日本人引揚者の携帯品の検査は、どの程度おこなわれたのか不明であるものの、物資交流(密貿易)そのものは、取締られることはなかったといえる。

1946年5月に「関税法の罰則等の特例に関する勅令」(勅令277号)が公布

---

<sup>4</sup> 차철욱, 同上論文。

<sup>5</sup> 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講話まで』第15巻、東洋経済新報社、1976年、3～6頁。

<sup>6</sup> 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講話まで』第6巻、東洋経済新報社、1982年、487～488頁。

された。これにより、朝鮮半島などの旧外地を関税法上、課税面を除いて「外国」とみなすとともに、罰則を強化して密貿易の取締がおこなわれた<sup>7</sup>。取締は、関税法上の禁制品、無免許輸出入に対しておこなわれ、重罰主義と両罰主義が採用された。すなわち、禁制品輸入者、無免許輸出入者に対しては、罰金や料金を課す通告処分を経ないまま検察に告発することが可能となり、事業者のみならず、使用者も処罰の対象になった<sup>8</sup>。ただし、関税通脱犯<sup>ほだつ</sup>に対しては、料金が課されただけであった<sup>9</sup>。

関税通脱犯に対する刑罰は、「所得税法の一部を改正する等の法律」（法律第107号 1948年7月公布）で懲役刑が導入された。その後、禁制品輸入や無免許輸入に対しても法定刑が引き上げられた。税関吏、税関長の直告発権が認められ、密貿易の情報提供者には報奨金が支払われるようになった。旧外地が課税面からも外国とみなされ、関税通脱犯を取締るようになったのは、「関税法の一部を改正する等の法律」（法律第65号）が1949年5月に公布されてからであった。

これ以降は、密貿易に対する罰則が強化されていった。1950年5月の「関税法」の一部改正では、禁制品輸入犯、関税通脱犯、無免許輸出入犯、これらの助勢犯も含めて、罰金金額の引上など、罰則が強化された<sup>10</sup>。さらに、税関吏が武器を携帯し、やむ得ない場合にはその使用を許可する条項が設けられた。日本側は、司法警察権を持たない税関吏の武器携帯に反対したが、総司令部により武器の携帯が許可された<sup>11</sup>。また、密貿易の方法として、海上投下などが行われたため、密貿易嫌疑物件に対する税関の調査処分や拾得者への報償を定め、密貿易嫌疑の事実を通報した者に対して支払う報

<sup>7</sup> 大蔵省関税局編『税関百年史 下』日本関税協会、1972年、226頁。

<sup>8</sup> 大蔵省関税局、同上書、228頁。

<sup>9</sup> 大蔵省財政史室、前掲『昭和財政史』第6巻、1982年、482頁。

<sup>10</sup> 大蔵省財政史室、同上書、601頁。

<sup>11</sup> 大蔵省財政史室、同上書、602頁。

獎金を引き上げた<sup>12</sup>。

日本の取締当局は、総司令部と情報交換をおこないながら、密貿易を取締った。日本税関は、密貿易事犯の摘発後、48時間以内に大蔵省を通じて事件を総司令部へ報告し、通告処分ないし検察への告発履行後の2週間後に処分の内容を総司令部に報告することが義務づけられた<sup>13</sup>。また、民間検閲支隊の通信傍受により端緒をつかんだ総司令部が日本の内務省や大蔵省に密貿易の取締を指示することもあった<sup>14</sup>。

取締体制も充実し、税関職員の定数は、1948年2月2,625人、1949年6月3,582人と増加した。配置定員数をみると、密貿易の取締にあたる監視部が749人、業務部343名、鑑査部179名と、監視部への配置が最も大きかった<sup>15</sup>。1950年ごろから監視艇の新造予算が認められた<sup>16</sup>。しかし、占領終了時の部門別の定員をみると、監視部963人、業務部498人、鑑査部485人と業務量の均衡化が進んだ<sup>17</sup>。なお、業務部、鑑査部は通常の通関行政にあたる部門であった。

以上から日本側は、敗戦直後において人の移動に伴う通貨などの移動を規制し、物資の移動に関する法制度を整備し始めるのは1946年になってからであった。日本側は、占領後期に密貿易の罰則や取締を強化するものの、1954年ごろになると、罰金額加重規程、犯則貨物の没収規程を緩和し、報奨金制度も廃止された。

---

<sup>12</sup> 大蔵省財政史室、同上書、603頁。

<sup>13</sup> 横浜税関「犯則の調査処分に関する参考資料」（1946年10月）（『財政史資料 植松文書 密輸（2）』国立公文書館、請求番号：平27財務01162100）。

<sup>14</sup> 終戦連絡中央事務局経済部経済課「密輸防遏方に関する件」（1946年9月20日）（『財政史資料 植松文書 密輸（2）』国立公文書館、請求番号：平27財務01162100）。

<sup>15</sup> 大蔵省財政史室、前掲書、1982年、539～540頁、633頁。

<sup>16</sup> 大蔵省財政史室、同上書、708頁。

<sup>17</sup> 大蔵省財政史室、同上書、634頁。

## (2) 韓国における貿易関連法制の展開と密貿易取締

韓国における解放当初の貿易・通関に関する法規は、軍政法令21号(1945年11月公布)<sup>18</sup>により、旧日本関税法が据置かれた。税関行政については、総督府「埠頭局」の韓国人職員たちが税関行政事務の移譲をうけ、引揚げる日本人の不法な携帯品や財産搬出、帰還同胞の不法な携帯品持込みなどの取締をおこなった。さらに、1946年4月に法令第76号<sup>19</sup>により、税関が復活し、開港場として仁川、釜山、ソウル、木浦、墨湖などに税関あるいはその出張所が設置された。

韓国政府樹立後、1948年11月に新関税法が施行され、密貿易に関しては、罰則の強化がなされた<sup>20</sup>。禁制品の輸出入、関税遁脱については、罰金額が秩序犯、助勢犯も含めて引き上げられた。これ以降、密貿易の取締に関しては、たびたび罰則の調整がなされた。第一次改正(1951年11月)<sup>21</sup>をはじめとし、第二次改正(1953年10月)<sup>22</sup>、第三次、四次(1957年1月)<sup>23</sup>にわたり、密貿易に関する罰則の強化・調整がなされた。第三次改正では、例えば関税遁脱犯に対する罰則は懲役3年以下か遁脱額の1倍以上5倍以下の罰金であったものが、5年以下の懲役、遁脱額2倍以上10倍以下の罰金と罰則が引き上げられた。また、第四次改正では関税犯を税関に通報、検挙したものに対する賞与金の割合(罰金、没収品価格、追徴金に対する割合)が引き上げられた。取締の体制についても密貿易の増加を背景に監視網の強化、市場における密貿易品への取締の実施などが国務会議で議決された<sup>24</sup>。

<sup>18</sup> 韓国關稅研究所編『韓國關稅史』韓國關稅研究所、1985年、196～198頁。

<sup>19</sup> 韓国關稅研究所、同上書、429～430頁。

<sup>20</sup> 韓国關稅協會編『韓國關稅史』韓國關稅協會、1969年、219～221頁。

<sup>21</sup> 韓国關稅協會、同上書、233頁。

<sup>22</sup> 韓国關稅協會、同上書、234頁。

<sup>23</sup> 韓国關稅協會、同上書、35頁。

<sup>24</sup> 상공부「국무회의부의사향(밀수방지대책에 관한 건)」(1958年7月)(韓国・國家記録院、管理番号:BA0085312)。

韓国税関の監視体制は、1948年に財務部に関税局が設置され、関税局の下に密貿易取締をおこなう監視課が置かれた<sup>25</sup>。その後、1950年に関税局は、従来の4課から2課へ縮小再編された。密貿易の取締は、指導課がおこなうようになった<sup>26</sup>。地方の監視体制は、1949年に9税関、1出張所、17監視所であったものが、1957年には8税関、1出張所、15監視所に再編された<sup>27</sup>。当初の税関監視所では、船舶事務も取扱っていたようである。馬山<sup>マサン</sup>税関は、1949年8月に釜山税関の馬山監視所が馬山税関に昇格したものであり、馬山監視所において出入港手続事務もおこなわれていた<sup>28</sup>。

また、税関の密輸取締については、馬山税関では密貿易が正常貿易をおこなう船舶の船員によって実行されたとみて、出入港船舶を徹底して臨検した<sup>29</sup>。また、監視艇もアメリカ製機関銃やカービン銃2丁を装備するなど、武装が強化された<sup>30</sup>。

日本税関では、占領期末期から密貿易の取締をおこなう監視業務の比重が相対的に縮小した。また、日本側が1954年ごろから密貿易に対する罰則を緩和したのとは対照的に、韓国側は1950年代に関税法改正によりたびたび罰則の強化・調整をおこない、税関でも取締の強化がおこなわれていたことがわかる。

---

<sup>25</sup> 韓国關稅協會、前掲書、1969年、415頁。

<sup>26</sup> 韓国關稅協會、同上書、420頁。

<sup>27</sup> 韓国關稅協會、同上書、420頁、520頁。

<sup>28</sup> 「出入船舶一切事務 税関監視署が担当 廿六일부터 權限移讓」『남조선일보』1948年7月24日。

<sup>29</sup> 「密輸入의 根絶에 税関監視網을 強化」『마산일보』1954年1月6日。

<sup>30</sup> 「税関監視船 武装을 強化」『마산일보』1955年3月29日。



## 2. 密貿易の実態

### (1) 朝鮮戦争勃発までの日韓間の密貿易

まず、最初に表1で仕向地・仕出地別に密貿易事犯の検挙件数を検討することを通じて、1940年代における日本の密貿易の動向を明らかにしたい。この表からは、1949年までの日本の密貿易では、韓国、奄美大島・沖縄との間での密貿易事犯の検挙件数が多かったことがわかる。奄美大島、沖縄は密輸入の検挙件数が多かったが、韓国は密輸出、密輸入ともに検挙件数が多かった。韓国との密貿易事犯の検挙件数は、1947年ごろから増加し、奄美大島、沖縄との密貿易検挙件数が増加するのは49年からであった。

表1 仕向地、仕出地別密貿易検挙件数

(単位：件)

密輸出	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
韓国	31	207	252	167	77	145	103	304	452	199	204	257	199	191
奄美大島	0	0	0	75	84	47	19							
沖縄	1	11	27	65	98	70	33	29	10	8	10	5	7	7
中国	0	12	9	2	16	18	8	47	44	45	13	34	52	27
台湾	1	8	6	3	14	1	2							
その他	4	2	15	56	31	223	305	14	60	39	38	32	30	35
外国船							15	174						
合計	37	240	309	368	320	504	485	568	566	291	265	328	288	260
密輸入														
韓国	39	175	186	215	122	50	15	85	71	77	85	133	172	117
奄美大島	0	0	0	172	246	139	17							
沖縄	12	18	51	100	164	69	22	31	48	45	68	138	159	160
中国	2	52	33	30	136	3	4	62	41	46	15	62	57	40
台湾	40	35	20	25	25	3	0							
その他	22	43	189	998	923	758	143	196	582	621	651	897	546	814
外国船							484	375						
合計	115	323	479	1540	1616	1022	685	749	742	789	819	1230	934	1131

(出典) 大蔵省関税局編『税関百年史下』日本関税協会、1972年。

(備考) 1951年は、6～12月のデータ。1953年以降の奄美大島・沖縄、中国・台湾のデータは、沖縄、中国だけのデータを表す。

表2で出身地域別に犯則者数の推移をみてみる。1948年までは、非日本人、すなわち韓国人、台湾人・中国人、沖縄・奄美大島出身者の犯則者が多かった。とりわけ、韓国人が最も多かった。しかし、1940年代終わりごろより日本人の犯則者が増加し始めた。1940年代後半から日本人が、韓国、奄美大島、沖縄、台湾、中国との密貿易に参入するようになったといえる。

表2 出身地域別犯則者数の推移

(単位：人)

	日本	韓国	台湾	中国	沖縄	奄美大島	その他	
1946年	173	213	187	6	151	86	0	816
1947年	799	836	70	29	113	47	8	1,902
1948年	1,145	1,386	85	14	157	85	10	2,882
1949年	2,822	1,302	45	228	573	357	175	5,502
1950年	3,341	448	9	441	551	25	470	5,285
1951年	2,133	409		320	236		462	3,560
1952年	1,350	409		267	125		322	2,473
1953年	1,175	883		277	73		245	2,653
1954年	532	349		356	21		84	1,342
1955年	1,827	464		271	27		312	2,901
1956年	2,440	633		199	48		405	3,725
1957年	2,735	704		222	82		426	4,169
1958年	2,495	585		231	127		223	3,661
1959年	2,852	619		186	142		216	4,015

(出典) 藤田勇「最近における密貿易の動向」『警察学論集』7巻8号、1954年8月、43～54頁。  
大蔵省関税局編『税関百年史下』日本関税協会、1972年。

(備考) 1946年は6月から12月のデータ。

1951年以降の奄美大島・沖縄、中国・台湾のデータは、沖縄、中国だけのデータを表す。

当初の韓国人による密貿易は、日本から朝鮮半島への帰還者が財産を物資にかえ、その物資を限度以上に韓国へ持出そうとしたり、日本の食糧事情がひっ迫していることを背景に、朝鮮半島より食料を持ち込んだりしたというものであった。概してこれらは、小口小規模のものであったといわれていた<sup>31</sup>。しかし、1946年ごろより、まず台湾と日本間の砂糖密貿易が組織的かつ大規模に行われるようになった<sup>32</sup>。密貿易は、地縁血縁を頼ってなされる場合が多く、決済は物資と物資のバーターあるいは密輸入した物資を現地通貨にかえ、その通貨で購入した物資を持ち帰るといった方法がとられた<sup>33</sup>。

表3 税関別密貿易検挙状況（1947年1月～3月）

（単位：千円、人）

密輸出 税関	件数	金額	犯則物件						犯則者の出身地域					
			食料品	繊維製品	機械・部品	薬品	雑貨	その他	日本	韓国	沖縄	奄美大島	中国	台湾
門司	16	1,746	500	243	40	40	887	36	10	79				
神戸	1	182	102			80								1
大阪	1	1,210			523		687			7				
函館	0													
<b>密輸入</b>														
門司	30	994	753	1			89	151	72	27				
神戸	4	26	26						9		5	8	4	2
大阪	1								4					
函館	1								7					

（出典）関税課「密輸入事件調」（1947年4月）（『財政史資料 植松文書 税関長会議（2）』国立公文書館、請求番号：平財務01197100）。

（備考）函館は、砂糖125円、長靴33円の密輸入であったが、千円未満のため金額は記載していない。

<sup>31</sup> 横浜税関「最近における密輸出入の動向 特に内臺間の砂糖密輸入について」（1947年）（『財政史資料 植松文書 密輸（1）』国立公文書館、請求番号：平27財務01161100）。

<sup>32</sup> 同上。

<sup>33</sup> 大蔵省財政史室、前掲『昭和財政史』第6巻、556頁。

表4 出身地域別犯則物件の内訳（1947年1月～3月）

（単位：千円）

密輸出						
	食料品	繊維製品	機械・部品	薬品	雑貨	その他
日本	500				13	1
韓国	500	243	563		1,615	36
沖縄						
奄美大島						
中国						
台湾	80					102
密輸入						
日本	180	1			82	41
韓国	578			40	7	110
沖縄	13					
奄美大島	8					
中国	13					
台湾	13			80		

（出典）表3を参照。

（備考）犯則者集団が複数の出身地域にまたがる場合、それぞれの地域に犯則物件を数えた。

税関別の検挙状況や出身地域別に密貿易に関わる行動を検討していく。表3で税関別密貿易の検挙状況をみってみる。表3によれば、密輸出密輸入で件数、金額とも門司税関での検挙件数が最も多かった。大阪税関が金額で門司税関に次いだ。犯則者の出身地域は、韓国が最も多かった。しかし、輸出入別にみると、密輸出では79人と韓国人が多く、密輸入では72人と日本人が多かった。税関別に犯則者の出身地域をみると、門司税関と大阪税関では韓国人の検挙が多く、神戸税関では沖縄、奄美大島、台湾、中国出身者の検挙が多かった。犯則物件は、雑貨、食料、機械の順で金額が大きかった。その内容を説明すると、食料品では、砂糖、海産物、繊維製品は

衣類や洋服地などであった。さらに表4で犯則者出身地域別の犯則物件をみると、沖縄、奄美大島出身者、中国人は食料品の取扱いが大きく、台湾人は食糧品と薬品が大きいのに対し、韓国人は比較的多様な商品を取り扱い、そのなかでも特に機械とその部品の取扱いが多いことが特徴であった。

表5 戦時期における日本の対朝鮮貿易（1943年）

（単位：千円）

	移出	移入
紡織	91,390	8,106
金属	26,418	2,897
機械	90,358	9,374
窯業	12,195	1,375
化学	51,937	20,588
製材木製品	6,490	874
食料	11,862	3,709
雑工業	104,955	5,451
農・水産物	32,532	85,781
非鉄金属・鉱物	54,838	143,947

（出典）堀和生『朝鮮工業化の史的分析』有斐閣、1995年。

また、表5で植民地期の日朝貿易との連続性について確認しておく、密輸出物品と移出品で雑貨と機械が大きいこと、密輸入物品と移入品で食料品や農産品の金額が大きい点で同一性が存在したことから、こうした韓国人の行動は植民地期からの連続性を有するものと考えられる。

韓国以外の密貿易の特徴をみておくと次のようになる<sup>34</sup>。台湾との密貿易では、砂糖と引きかえに大量の電気器具と雑貨類が取引された。ただし、

<sup>34</sup> 横浜税関「密貿易の実態とその動向について」（1953年）（『財政史資料 植松文書 密輸（1）』国立公文書館、請求番号：平27財務01161100）。

1948年以降は、台湾の取締強化と砂糖価格の下落により、衰退した。南西諸島との密貿易では、生活困窮を打開する方法として、砂糖や占領軍物資を日本に持ち込み、日用品を持ち帰ることがおこなわれた。いずれの地域との密貿易では、漁船、機帆船、海上投下が主要な形態であった。

韓国との密貿易の事例を具体的にみていきたい。まず、生ゴムの事例である<sup>35</sup>。生ゴムの密貿易ルートは台湾・南西諸島ルートと韓国ルートがあるといわれていた。まず、台湾・南西諸島ルートの場合、台湾人、日本人により構成され、海上輸送、保管・販売など分業化されていた。生ゴムは、マレー、香港、廈門<sup>アモイ</sup>、沖縄をへて日本へ輸出された。韓国ルートの場合、外国人登録を行った韓国人が代理で朝鮮半島へ渡り、買付をなした後に密入国者を伴いながら密輸入を行った。また、出資者が直接に韓国へ渡航し、買付をおこなう場合もあった。密貿易ルートは、釜山から対馬を経由するルートが中心であった。韓国と日本の中で生ゴムの密貿易が行われた背景は、日本の隠退蔵物資が枯渇し、ゴム価格が高騰したこと、神戸の場合、ゴム関係企業が多く存在し、とくにアウトサイダーは配給を受けられないため、密輸入に原料調達を依存せざるを得なかった<sup>36</sup>。

それ以外にも名古屋市で検挙された密貿易事件についてみると<sup>37</sup>、密入国者を含めた在留韓国人のブローカーたちが自動車部品、文房具、マシン、雑貨類を船に積載し、密輸出を計画し、検挙された事件があった。この計画は、韓国内の商人の注文に応じて、日本で買付をおこない、韓国へ密輸出するというものであった。この事例は、買付、輸送、販売が、韓

<sup>35</sup> 経済防犯部捜査第二課「生ゴム 密輸事犯の検挙を顧みて」神戸市警察局『あゆみ』1巻4号、1949年8月、38～45頁。

<sup>36</sup> そもそも韓国で生ゴムが産出されないにもかかわらず、主要な調達先となった事情についてはよくわからない。

<sup>37</sup> 「第六 刑事部関係：一、捜査主管（四）朝鮮人を主体とする密輸出国検挙状況」名古屋市警察『名古屋市警察季報』5号、出版年不明、58～59頁。

国人だけで行われた事例であるが、日本人と韓国人で構成された組織による密貿易も存在した<sup>38</sup>。それは、佐世保市内で日本人2名が逮捕された事例であった。逮捕容疑は、この2名のうちの1名が所有する倉庫に密輸品（自動車部品、薬品など150万円相当）を隠置したというものであった。これらの物資は、久留米や阪神地域が送元となっていた。送り主は韓国人であった。この記事から推測されることは、物資の買付は韓国人が担当し、保管や韓国への輸送は日本人が担当したのではないかということである。さらに、日本人が朝鮮半島に渡航し、密貿易をおこなう事例もあった<sup>39</sup>。大邱<sup>テグ</sup>で4名の日本人船員が逮捕された。この4名は、在日韓国人1名を脅迫し、密輸船を調達し、小倉から釜山を経由し、蔚山<sup>ウルサン</sup>に渡った。

以上の事例から、海上輸送、保管、物資の買付などの分業組織が結成され、密貿易が行われる場合もあったことがわかる。また、日本の敗戦後の密貿易は、戦前に朝鮮半島での生活経験のある日本人、日本での生活経験のある韓国人によっておこなわれたのではないかと推測される。

## (2) 朝鮮戦争期の密貿易

再度、表1で朝鮮戦争期の密貿易ルートの動向を確認しておく。1950年代前半は、朝鮮戦争により韓国ルートの検挙件数が減少した。また、台湾ルートも衰退し、南西諸島との密貿易が一時的に活発化するものの、1951年ごろには衰退した。また、韓国からの避難民が物資を持ち込むこともあった<sup>40</sup>。

この時期の韓国向密貿易の特徴については、仕向地・仕出地別に犯則物件が判明する資料を見つけることができなかつたため、推測するほかはな

<sup>38</sup>「日鮮結ぶ密輸団の背後明るみへ」『長崎民友』1949年8月6日。

<sup>39</sup>「密輸로 한몫 보러던 四日人 被捕」『동아일보』1949年9月4日。

<sup>40</sup>木村秀弘「税関第一線の人々に聞く——密貿易を中心に——（座談会）」（大蔵省財務局『財政』15巻11号、1950年11月、22～37頁）。

い。便宜的に韓国向密貿易が多い門司税関の犯則物件をみることで取引商品を推測することにする。表6で門司税関の仕向地及び仕出地別の検挙件数をみると、韓国と南西諸島の件数が多いことがわかる。その門司税関では、表7から機械と工具類の密輸出が多く摘発され、スクラップの密輸入が多く摘発されていることが特徴であったことがわかる。両者は、日韓の密貿易の特徴を示すものであると考えられる。密輸入の砂糖と金属製品（銅、屑真鍮、葉莢）は、南西諸島からの密輸入によるものであった。最後に朝鮮戦争期までの出身地域別に犯則者に対する処分内容を表8でみてる。表の中にある関税法第75条1項、2項は関税通脱犯とその助勢犯、76条1項、2項は無免許輸出入犯とその助勢犯をしめす。韓国人の場合、通告処分19、検察への告発が34名であった。これに対し、中国人（台湾人）は通告53名、告発9名であった。特に40年代に中国人（台湾人）の処分が少ないのは、台湾人が中華民国人として日本で連合国人となり、日本の刑事裁判が適用されなかったためであった。1950年11月に一般連合国人に刑事裁判権が拡張されると、中国人（台湾人）、米国人も処分の対象となった。しかし、1951年の処分では、検察に告発される割合を中国人（台湾人）と韓国人を比較したとき、韓国人が告発される割合がはるかに高く、日本の取締当局は、韓国人に対して厳しい処分を下していたことがわかる。

表6 門司税関の仕向地、仕出地別密貿易検挙件数（1952年）

（単位：件）

	韓国	台湾	沖縄	奄美大島	中国	外国船	その他	合計
密輸出	78		13	19	3	170	5	288
密輸入	14		7	17		85	17	140

（出典）大蔵省税関部「密輸出入事件統計表」（『財政史資料 植松文書 密輸（3）』国立公文書館、請求番号：平27財務01163100）。



表7 門司税関の上位犯則物件（1952年）

（単位：千円）

	密輸出		密輸入	
①	繊維製品	33,659	金属製品	4,343
②	機械	27,139	スクラップ	3,308
③	工具	24,933	食糧品	1,582
④	文具	10,032	薬品	1,202
⑤	日用品	7,430	砂糖	1,106

（出典）大蔵省税関部「密輸出入事件統計表」（『財政史資料 植松文書 密輸（3）』国立公文書館、請求番号：平27財務01163100）。

表8 国籍別密輸事件の処理

（単位：人）

		処分		該当法条					その他
		通告	告発	勅令 第277号	関税法 第75条1項	関税法 第75条2項	関税法 第76条1項	関税法 第76条2項	
1947	韓国人		11	11					
	中国人								
	米国人								
1948	韓国人		3						3
	中国人								
	米国人								
1949	韓国人	3	2				1		4
	中国人								
	米国人								
1950	韓国人	6	8			1		5	8
	中国人	14	6		2	1	6	10	1
	米国人								
1951	韓国人	10	10		1	2	8	9	
	中国人	39	3		1	2	5	34	
	米国人	3	1		1	2			1

（出典）横浜税関「戦後（21～26年）第三国人処分状況」（『財政史資料 植松文書 密輸（3）』国立公文書館、請求番号：平27財務01163100）。

### (3) 復興期における密貿易

ここでは、朝鮮戦争からの復興期にあたる1953年以降の密貿易を検討する。表1から1950年代中ごろから朝鮮戦争からの復興にあわせて日本から韓国への密輸出の検挙者が増加し、1950年代後半からは韓国から日本への密輸入の検挙者が増加していた。おそらく現実の密貿易の動向を反映したものと推測される。この時期の日韓貿易は、「変則貿易」と呼ばれていた。これは、1955年以降、対馬を拠点とした貿易で、日本では正常貿易であった取引が韓国では禁制品を取扱っていたため、密輸入としてとり扱われた貿易のことであった<sup>41</sup>。「変則貿易」は、1955年7月に対馬<sup>いづはら</sup>厳原に博多検疫所の出張所が設置されたころから増加しはじめた。韓国から日本には屑鉄が持ち込まれ、日本から韓国へは化粧品や繊維製品などが持ちだされた<sup>42</sup>。

1955年の対馬厳原における対韓貿易は、輸出では織物類が186万円、衣類73万円、その他894万円であった。輸入は鉛鉱42万円、非鉄金属くずが2603万円、銅・銅合金1840万円、その他32万円であった<sup>43</sup>。その他の内容は、化粧品や日用雑貨類であると推測される<sup>44</sup>。また、海上保安庁による検挙では、犯則物件として日本からの密輸出は繊維製品、日用品、電気器具、雑貨、日本への密輸入は海苔、米軍用機械部品、スクラップ、米軍票があげられていた<sup>45</sup>。この時期の密輸出品として機械・機械部品がなくなるのは、

---

<sup>41</sup> 차철욱, 前掲論文, 2010年。なお、韓国と日本の貿易統計を対照すると、韓国側の対日輸入額が日本側の対韓国輸出額はるかに少なく、こうした状態が1960年前後まで継続していることが指摘されている(堀和生『東アジア資本主義史論Ⅰ——形成・構造・展開』ミネルヴァ書房, 2009年, 351~352頁)。本稿の執筆過程で、対馬厳原経由の「変則貿易」額は、同時期両国の統計にみられる欠落貿易の一部になるのではないかという指摘を堀和生氏からいただいた。重要な指摘であるため、紹介しておく。

<sup>42</sup> 村上和弘「変則貿易の時代——戦後対馬における日韓「交流」の諸相」『島嶼研究』17巻1号, 2016年2月, 21~41頁。

<sup>43</sup> 門司税関長官房文書課調査係編『門司税関管内貿易総覧』門司税関, 1957年, 258~261頁。

<sup>44</sup> 村上和弘, 前掲論文, 2016年。

<sup>45</sup> 海上保安庁編『海上保安の現況』海上保安庁, 1969年, 5頁。

朝鮮戦争からの復興の過程で援助により機械の導入が進んだためと推測される。

韓国側からみた密貿易事犯の検挙額の推移は、1954年の10億2千万ファンであったものが、1957年のピークには26億1千万ファンに達した。検挙件数のピークは1954年の6119件であり、1957年は2281件であったことから<sup>46</sup>、密貿易品が高額化していたといえる。また、密貿易の相手は、総検挙額の72%を日本との密貿易が占めたため、日本が主要な密貿易相手国であったと思われる。密貿易で摘発された犯則物件は、全体の48%が織物類、11%が装身具類であった。とりわけ、織物類ではビロードやブロード、オーパルなど密輸摘発が韓国国内生産の40%から50%にのぼるものもあった<sup>47</sup>。これは、1957年の関税法の改正では、国内産業の保護、奢侈品の輸入抑制を目的に装身具類には従価100%、織物類には40～50%の関税を課すようになったためでもあったが、密貿易の被害は韓国織物製造業にとってより深刻であったともいえる。

## おわりに

本稿で明らかにしたことを整理すると、次の通りである。

日本の敗戦前の密貿易は、高価格品、禁制品の取引が中心であった。しかし、日本の敗戦により日本と朝鮮半島の貿易関係が断絶すると、その性格が変化した。1950年代の日韓間の密貿易に対する同時代のイメージは、金、麻薬、闇ドルなどの犯罪を連想させるものが取引されると考えられていた。しかし、先行研究でも実際の密貿易品は、機械、繊維製品、食料品、

---

<sup>46</sup> 차철욱, 前掲論文, 2010年。

<sup>47</sup> 상공부 「국무회의 부의사항 (밀수방지대책에 관한 건)」 (1958年7月) (韓国・国家記録院, 管理番号: BA0085312)。

雑貨（なべ、鉛筆）など、普通の商品が取引されていたことが指摘されている<sup>48</sup>。本稿は、その点で、朝鮮戦争期までの密貿易が通常貿易の延長であったことを税関側の資料に即して明らかにした。また、取引された商品に関しては、植民地期の貿易との同一性が強かった。これは、密貿易が物資不足を補い、日韓両国の再生産構造が維持されつつあったことを示唆しているのではないかと思われる<sup>49</sup>。

日本の取締側の姿勢は、総司令部と協力しながら、厳罰をもって対処したといえる。日本側が密貿易の取締を強化した背景には、総司令部の意向が働いたという証言もある<sup>50</sup>。また、司法処分については、中国人（台湾人）の犯則者にくらべ、韓国人に対し厳しい処分をくだしたといえる。以上のような性格は、朝鮮戦争中も維持されたと推測される。

しかし、韓国が朝鮮戦争からの復興期に入ると、密貿易の性格もさらに

---

<sup>48</sup> 村上和弘、前掲論文、2016年。

<sup>49</sup> 例えば、1949年の日本と東アジアとの密貿易額は、正常貿易の11%に相当したともいわれている（金子文夫「対アジア経済関係」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年、29～68頁）。

<sup>50</sup> 「そうすると、たとえば、これは一番不自然な形で切られたのですが、朝鮮と台湾とかいう旧外地と日本との貿易関係というものは、これは一体をなしております、どこを切っても、切ったところから血が出るということは、明らかなんです。たとえば台湾から砂糖なり塩なりを持ってくる、あるいは朝鮮から米を持ってくる、あるいは朝鮮に対して雑貨を出すとか、台湾に対して綿糸類を出すとか薬品を出すとか、非常にもう、そういうものを人為的に断ち切ったのですから、そこに無理があるわけなんです。だから名前は密貿易だけれども、実際旧外地なり日本なりが生きるためには、どうしてもやらなければならなかったような、そういう貿易が密貿易の大半なんですよ。」  
「ところがそれを公然と認めるということになると、アメリカの援助による経済維持という面がぐずれてしまうのです。だから彼らの言うには、われわれはアメリカの納税者の負担においていろいろな生活必需品をお前たちに持ってきてやっているんだ、ところがお前たちの方で勝手に台湾から砂糖を持ってくるだの、あるいは朝鮮から米を持ってくるだのということになると、アメリカの納税者の納税意欲を阻害するというようなことを言っておったのですがね」（「木村弘秀氏口述記録」（『財政史資料 関税局文書 日本税関史口述会速記録（2）』国立公文書館、請求番号：平26財務01215100））。なお、木村氏は、1946年に神戸税関監視部長を務めた経験がある。

変化した。韓国の復興による需要拡大と保護関税により、「変則貿易」という形態で「密貿易」が継続する。これは、日本では正常貿易であった貿易が韓国側では密貿易として取扱われるという非対称的な貿易関係であった。この「変則貿易」では、朝鮮戦争からの復興を背景に日本から韓国への密輸商品は奢侈品という性格を帯びるようになった。

このように日韓間では、1950年代を通じて、密貿易が継続したといえる。これは、日韓会談の決裂など両国の政治的な関係が安定しなかったこと、日韓両国とも貿易拡大には消極的であったこと<sup>51</sup>、などの要因により正常貿易が軌道にのらなかつたためであった。1960年の4.19学生革命により李承晩政権が崩壊すると、貿易拡大に対する政治的障害が除去された。張勉政権下で日韓の経済関係を拡大させるために模索がはじまり、正常貿易も1960年代前半から増加し始めた。それに伴い、日韓の変則貿易は衰退期に入り、密貿易も60年代初めに一旦は小康状態にはいった<sup>52</sup>。

---

<sup>51</sup> 丁振聲、前掲論文、2005年。日本側も外貨予算制度のもとで韓国からの輸入を規制していた。

<sup>52</sup> 村上和弘、前掲論文、2016年。韓國關稅協會、前掲書、1969年、331頁。大藏省關稅局、前掲書、1972年、706頁。

## 参考文献

### ○史料

〈国立公文書館所蔵〉

- 大蔵省『財政史資料 植松文書 税関長会議 (2)』(請求番号：平財務01197100)  
——『財政史資料 植松文書 密輸 (1)』(請求番号：平27財務01161100)  
——『財政史資料 植松文書 密輸 (2)』(請求番号：平27財務01162100)  
——『財政史資料 植松文書 密輸 (3)』(請求番号：平27財務01163100)  
——『財政史資料 関税局文書 日本税関史口述会速記記録 (2)』(請求番号：平26財務01215100)

〈韓国・国家記録院所蔵〉

- 상공부「국무회의의 의사항 (밀수방지대책에 관한 건) (1958年7月) (管理番号：BA0085312)。

### ○新聞・雑誌

『동아일보』、『남조선일보』、『마산일보』、『長崎民友』

『あゆみ』(神戸市警察局)、『財政』(大蔵省財務局)、『名古屋市警察季報』(名古屋市警察)

### ○著書・論文

〈日本語〉

- 大蔵省関税局編『税関百年史 下』日本関税協会、1972年。  
大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講話まで』第6巻、東洋経済新報社、1982年。  
——編『昭和財政史——終戦から講話まで』第15巻、東洋経済新報社、1976年。  
海上保安庁編『海上保安の現況』海上保安庁、1969年。  
門司税関長官房文書課調査係編『門司税関管内貿易総覧』門司税関、1957年。  
金子文夫「対アジア経済関係」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年。  
丁振聲「1950年代の韓日経済関係——韓日貿易を中心に——」日韓歴史共同研究委員会『第1期日韓歴史共同研究報告書 第3分科』2005年。  
原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年。  
藤田勇「最近における密貿易の動向」『警察学論集』7巻8号、1954年8月。  
堀和生『朝鮮工業化の史的分析』有斐閣、1995年。  
——『東アジア資本主義史論 I ——形成・構造・展開』ミネルヴァ書房、2009年。  
村上和弘「変則貿易の時代——戦後対馬における日韓「交流」の諸相」『島嶼研究』17

卷1号、2016年2月。

李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。

〈朝鮮語〉

차철욱「1950년대 한국-일본의 밀무역구조와 상품」『역사와 경계』74輯、2010年3月。

韓國關稅協會編『韓國關稅史』韓國關稅協會、1969年。

韓國關稅研究所編『韓國關稅史』韓國關稅研究所、1985年。